

株式交付に関する事前開示書類

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び同法施行規則第 213 条の 2 に定める書面)

2025 年 7 月 16 日
東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 14 号
unbanked 株式会社

2025 年 7 月 16 日

東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 14 号
unbanked 株式会社
代表取締役社長 安達 哲也

unbanked株式会社(以下「当社」といいます。)は、2025年7月16日付で作成した株式交付計画書(以下「本株式交付計画」といいます。)に基づき、2025年8月8日を効力発生日(以下「本効力発生日」といいます。)として、当社を株式交付親会社、クラウドバンク株式会社(以下「クラウドバンク」といいます。)を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)を行います。会社法第816 条の2第1項及び会社法施行規則第213 条の2に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交付は、会社法第816 条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付計画の内容(会社法第 816 条の 2 第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項についての定めが同条 2 項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由 (会社法施行規則第 213 条の 2 第 1 号)

本株式交付計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受けるクラウドバンクの普通株式の数を 56 株と定めており、仮に当社が本株式交付に際して下限である 50 株のクラウドバンクの普通株式を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、当社が保有するクラウドバンクの議決権の数は、クラウドバンクの総株主の議決権の数の 50.92% (小数点以下第二位四捨五入。)を占めることになると見込まれます。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受けるクラウドバンクの普通株式の数を 50 株とする定めが、会社法第 774 条の 3 第 2 項に定める要件を満たすものと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号)

別紙 2 のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号)

クラウドバンクは、新株予約権を発行しておりますが、当社で取得・消却する予定はありません。なお、新株予約権付社債については発行していません。

5. 株式交付子会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末尾後の日を臨時決算日とする臨時計算書等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付は、会社法第 816 条の 8 の第 1 項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

株式交付計画書

unbanked 株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、クラウドバンク株式会社（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（譲り受け株式数の下限）

甲が譲り受ける乙の株式の数の下限は、50 株とする。

第 2 条（交付株式の総数）

甲は、乙の株主に対して、乙の株式 56 株の対価として、甲の株式 1,310,639 株を交付する。

第 3 条（株式 1 株当たりの交付割合）

甲は、乙の株主に対して、乙の株主が譲渡する乙の株式 1 株につき、甲の株式 23,404.26 株を割当てる。

第 4 条（資本金等の増加額）

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額：0 円
- (2) 資本準備金の増加額：会社計算規則に従い、当社が別途定める額
- (3) 利益準備金の増加額：0 円

第 5 条（譲渡申込期日）

乙株式の譲渡の申込期日は、2025 年 8 月 6 日とする。

第 6 条（効力発生日）

本株式交付の効力発生日は、2025 年 8 月 8 日とする。

第 7 条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、詳細な株式の譲受に際しての条件等本株式交付に必要な事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを定める。

令和 7 年 7 月 16 日
東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 14 号
unbanked 株式会社
代表取締役社長 安達 哲也

(別紙 2)

会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号)

1. 株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）及び株式交付比率の算定根拠等

(1) 本株式交付に係る割当ての内容

会社名	unbanked 株式会社 (交付親会社)	クラウドバンク株式会社 (交付子会社)
株式交付比率	1	23,404.26
交付する株式数	1,310,639 株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

クラウドバンク社の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 23,404.26 株を割り当てます。当社は本株式交付による株式の交付に際し、新たに普通株式 1,310,639 株を発行する予定です。なお、上記表に記載の本株式交付に係る割当比率（以下、「本株式交付比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

2. 単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1 単元（100 株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受け、単元未満株式を保有することとなるクラウドバンク社の株主は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び当社の定款第 9 条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

3. 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交付に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条の規定に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額をクラウドバンク社の株主に対して支払います。

(2) 本株式交付に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

クラウドバンク社は、新株予約権を発行しておりますが、取得・消却する予定はありません。なお、新株予約権付社債については発行していません。

2. 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びクラウドバンク社から独立した第三者算定機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役 加陽 麻里布、以下、「算定機関」といいます。）に当社及びクラウドバンク社の株式価値の算定並びに株式交付比率の算定を依頼いたしました。

当社は当該算定機関によるクラウドバンク社の株式価値の算定結果、及び、株式交付比率を参考に、同社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交付比率により本株式交付を行うことがそれぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本株式交付の株式交付比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社及びクラウドバンク社から独立した第三者算定機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社に依頼をし、2025 年 7 月 15 日付で、当社およびクラウドバンク社の株式交付比率算定書を取得しました。なお、当該算定機関は当社及びクラウドバンク社の関連当事者には該当せず、当社及びクラウドバンク社との間で重要な利害関係を有しません。

(3) 算定の概要

算定機関は、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために 2025 年 7 月 15 日を基準日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る 1 か月、3 か月、6 か月の各期間の株価終値の単純平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の 1 株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
市場株価法	282 ～ 296

また、クラウドバンク社の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることから DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法、並びに基準日における資産価値となる簿価純資産による算定を用いて算定を行いました。算定については、クラウドバンク社が作成した 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測は、2026 年 3 月期の営業利益△7 百万円、2027 年 3 月期の営業利益 167 百万円、2028 年 3 月期の営業利益 149 百万円、2029 年 3 月期の営業利益 147 百万円、2030 年 3 月期の営業利益 153 百万円であります。2026 年 3 月期は、2025 年 3 月期の営業黒字から営業損失へと転じる見込みですが、それ以降は回復基調にあり、2027 年 3 月期に営業利益がピークとなる見通しです。その後、2028 年 3 月期は前期比 18 百万円の減益、2029 年 3 月期は同 2 百万円の減益と、やや減少傾向が続くものの、2030 年 3 月期には前期比 6 百万円の増益を見込んでおります。これらの業績の変動は、主に貸付残高の増減に伴うものと見込まれております。算定機関が DCF 法及び簿価純資産に基づき算定した、クラウドバンク社の普通株式の 1 株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
DCF 法	11, 209, 764 ～ 13, 700, 823
簿価純資産法	6, 152, 265
算定結果の範囲	6, 152, 265 ～ 13, 700, 823

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交付比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果	
クラウドバンク社	20,784.68 ～ 48,584.48

算定機関は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

3. 株式交付に伴い増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交付により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下の通りです。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- ①資本金の額金0円
- ②資本準備金の額会社計算規則第39条2に伴い当社が別途定める額
- ③利益準備金の額金0円

(別紙3)

1 貸借対照表

貸借対照表

令和 7年 3月 31日 現在

クラウドバンク株式会社

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 1,500,179 】	【流動負債】	【 1,494,310 】
現金及び預金	21,801	預り金	756
立替金	5,968	未払金	0
前払費用	7,297	関係会社未払金	370,237
未収入金	51,999	未払費用	7,356
関係会社未収入金	957,822	関係会社未払費用	70,722
未収収益	348	未払法人税等	144
関係会社未収収益	31,501	未払消費税等	91
未収利息	0	関係会社短期借入金	1,045,000
短期貸付金	593	【固定負債】	【 41,547 】
関係会社短期貸付金	636,000	長期預り敷金	35,605
貸倒引当金	△ 213,153	繰延税金負債	5,941
【固定資産】	【 541,203 】	負債の部合計	1,535,858
(有形固定資産)	(26,374)	純資産の部	
建物附属設備	24,118	科 目	金 額
工具、器具及び備品	7,800	【株主資本】	【 505,290 】
減価償却累計額	△ 5,543	【資本金】	【 100,000 】
(投資その他の資産)	(514,828)	【資本剰余金】	【 596,353 】
投資有価証券	44,686	(資本準備金)	(428,000)
関係会社株式	405,754	(その他資本剰余金)	(168,353)
出資金	0	【利益剰余金】	【 △ 187,957 】
関係会社出資金	5,000	(その他利益剰余金)	(△ 187,957)
敷金	59,387	繰越利益剰余金	△ 187,957
		【自己株式】	【 △ 3,105 】
		【評価・換算差額等】	【 234 】
		その他有価証券評価差額金	234
		純資産の部合計	505,524
資産の部合計	2,041,382	負債・純資産の部合計	2,041,382

2 損益計算書

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日

クラウドバンク株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
受取手数料	3,062	
関係会社受取手数料	77,514	80,577
売上総利益		80,577
【販売費及び一般管理費】		252,066
営業利益		△ 171,488
【営業外収益】		
受取利息	40	
関係会社受取利息	27,128	
為替差益	1,477	
雑収入	119	28,766
【営業外費用】		
支払利息	6,520	
関係会社支払利息	18,911	
投資事業組合運用損	70	
雑損失	3	25,506
経常利益		△ 168,229
税引前当期純利益		△ 168,229
法人税、住民税及び事業税	1,089	
法人税等調整額	12,124	13,214
当期純利益		△ 181,443

3 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	100,000	428,000	168,353	596,353	△ 6,514	△ 6,514	△ 3,044	686,794	6,857	6,857	693,651
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	△ 181,443	△ 181,443	-	△ 181,443	-	-	△ 181,443
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△ 60	△ 60	-	-	△ 60
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 6,622	△ 6,622	△ 6,622
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 181,443	△ 181,443	△ 60	△ 181,504	△ 6,622	△ 6,622	△ 188,127
当期末残高	100,000	428,000	168,353	596,353	△ 187,957	△ 187,957	△ 3,105	505,290	234	234	505,524